

第 49 回

2026 年度

理 事 会 資 料

2026 年 4 月 17 日(金)

於 トラストシティカンファレンス・丸の内
丸の内トラストタワーN館 11 階 Room2+3+4

日本医薬品卸勤務薬剤師会

日本医薬品卸勤務薬剤師会
第49回（2026年度）理事会

次 第

日 時 2026年4月17日(金) 13:00~14:00
場 所 丸の内トラストタワーN館 11階 Room2+3+4
東京都千代田区丸の内 1-8-1 TEL 03-6212-5211

1. 開 会	副会長 小口 美樹	
1. 主催者挨拶 日本医薬品卸勤務薬剤師会	会 長 師尾 仁	
1. 議事録署名人選出		
1. 議 事 [議長 師尾会長]		
(1) 報告事項		頁
報告第1号 2025年度事業報告	副会長 河西 郁江	1
報告第2号 2025年度収支決算報告	事務局	12
報告第3号 2025年度監査報告	監 事 浅野 貴代	13
(2) 協議事項		
議案第1号 2026年度事業計画(案)	副会長 河西 郁江	16
議案第2号 2026年度収支予算(案)	事務局	20
議案第3号 役員選任について(案)	会 長 師尾 仁	23
議案第4号 年会費改定について(案)	事務局	27
1. 閉 会	副会長 澤井 直子	

日本医薬品卸勤務薬剤師会 2025年度 事業報告

2025年度は卸勤務薬剤師の自己研鑽のための「フォーラム・研修会の充実」、「日本薬剤師会及び日本医薬品卸売業連合会、特に薬制委員会との連携強化」並びに「実務実習薬学生の受入協力におけるガイドラインと留意点（以下ガイドライン）を遵守した薬学生の教育」を中心に取り組んだ。

ここに、日本医薬品卸勤務薬剤師会（以下「卸勤務薬剤師会」）2025年度事業報告を提示する。

1. 卸勤務薬剤師会の運営

2025年度は理事会1回、常任理事会2回、正副会長会議・実務委員会合同会議2回、実務委員会3回を開催した。

2. 都道府県薬剤師会と各ブロック・支部との関係強化対策

2025年度常任理事会において、各ブロック及び支部における活動状況について、従来の集合研修会に加えハイブリッド研修会、Web研修会を取入れて活動しているとの報告があった。また、各都道府県薬剤師会と連携し、様々な業務を推進しているとの報告もあった。

3. 実務実習薬学生受入れについて

2015年度よりガイドラインに沿った内容で実施し、医薬品卸での実務実習講義内容と参加人数等の集計を行い、集計結果を薬学教育協議会事務局及び日本薬剤師会に報告した。

*2025年度実務実習薬学生受入報告集計（P4）

4. 支部における継続研修の充実

2025年度継続研修のテーマ

- (1)医療用麻薬の適正使用 (2)ワクチン
(3)糖尿病 (4)喘息 (5)CKD（慢性腎臓病）

各支部においては上記テーマを中心に適宜選択し、支部選択テーマと併せて継続研修会を実施した。

エリア的に支部単位での開催が難しく、ブロック単位や複数支部と合同で開催しているケースもあり、年間の研修時間を意識した活動を行った。

*2025年度各支部・ブロック実施状況（P5~P8）

5. 卸勤務薬剤師会主催の「研修会」及び「フォーラム」の運営

(1) 「研修会」

2025 年年度は、「研修会」を別添プログラムの通り実施した。

*プログラムは別添 (P9)

(2) 「フォーラム」

2025 年年度は、「フォーラム」を別添プログラムの通り実施した。

*プログラムは別添 (P10)

6. 日本薬剤師会への協力

(1) 日本薬剤師会卸薬剤師部会研修会

代表幹事会において検討した結果、2025 年度は Web 研修会において別添案内の通り実施した。

*研修会次第は別添 (P11)

(2) 学術大会への協力

第 58 回日本薬剤師会学術大会が、京都市において行われた。医薬品卸に関連する分科会の開催はなかったが、京都府支部会員による聴講報告を月刊卸薬業に掲載した。

*月刊卸薬業 2025 年 11 月号に記事掲載

7. 実務委員会活動

本会ホームページお役立ち情報に掲載の毒物・劇物等関連資材の見直しを行い。「SDS 提供メーカーリンク」を更新した。また、現在「毒物・劇物事故対応マニュアル」の見直しを行っている。

8. 日本医薬品卸売業連合会（特に薬制委員会）との連携強化

ガイドラインに沿った実務実習薬学生の受入れ、改正された薬事制度への対応に向けての取組みを中心に薬制委員会と連携を図った。令和 7 年度厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会への委員派遣。中抜け返品等に関する情報共有について、データベース構築に向けた検討を行った。

2025 年度 諸会議等の開催

(2025 年)

4 月 15 日 (火) 監査

4 月 18 日 (金) 第 48 回理事会 「研修会」 ※ハイブリッド研修会

6 月 13 日 (金) 実務委員会

7 月 25 日 (金) 正副会長会議・実務委員会合同会議

9月12日(金) 実務委員会 ※Web開催
10月15日(水) 常任理事会
12月5日(金) 正副会長会議・実務委員会合同会議
(2026年)
1月23日(金) 実務委員会 「フォーラム」※Web研修会
3月12日(木) 常任理事会

2025年度 実務実習薬学生受入状況

2026年2月28日現在

	支部	講義a	講義b	講義c	見学	1期受入	2期受入	3期受入	4期受入	受入合計	薬剤師会
1	北海道	7	7	7	7	18	7	4		29	○
2	青森	3	3	3	3	1	2	2		5	○
3	岩手	2	2	2	2		4			4	
4	宮城									0	
5	秋田	2	3	3	3	9	11			20	○
6	山形	1	1	1	1			2		2	
7	福島	2	2	2	2	1	1			2	
8	東京	24	24	24	24	29	38	23	11	101	○
9	茨城	9	9	9	9	14	21	12		47	
10	栃木	25	25	25	25	41	29	26	1	97	○
11	群馬	10	10	10	10	2	20	15		37	○
12	埼玉	22	22	22	22	65	38	38		141	○
13	千葉	17	17	17	16	22	27	23	5	77	○
14	神奈川	11	11	11	11		122	99	3	224	○
15	新潟	19	19	19	20	15	40	26		81	○
16	長野	7	7	7	7	5	13	4		22	○
17	山梨	3	3	3	3	1	2	2		5	
18	富山	5	5	5	5	24	28	19		71	○
19	石川	8	7	8	8	8	20	34	22	84	○
20	福井	3	3	3	3	4	4			8	○
21	静岡	20	20	20	20	54	47	13		114	○
22	愛知	27	27	27	26	75	133	71		279	○
23	岐阜	16	16	16	16	16	47	23		86	
24	三重	19	19	19	19	33	42	19	9	103	○
25	大阪	37	37	37	37	245	250	165	2	662	○
26	滋賀	11	11	11	11	28	35	32		95	○
27	京都	11	11	11	11	52	52	34		138	
28	兵庫	26	26	26	26	72	99	69	2	242	
29	奈良	13	13	13	13	20	28	22		70	○
30	和歌山	14	14	14	15	7	12	8		27	○
31	鳥取	6	6	6	6	4	15	4		23	○
32	島根	6	6	6	6	4	12	3		19	○
33	岡山	19	19	19	19	15	18	10	1	44	
34	広島	6	6	6	6	4	9			13	○
35	山口	13	11	11	15	29	27	8		64	○
36	徳島	1	1	1	1			1		1	
37	香川	9	9	9	9	11	4	5		20	
38	愛媛	9	9	9	9	2	23	9	1	35	
39	高知	3	3	3	2		20	1		21	○
40	福岡	11	11	9	11	25	57	33	11	126	○
41	佐賀									0	
42	長崎	4	4	4	4	55	19	7		81	○
43	熊本	15	15	15	13	16	19	19		54	○
44	大分	6	6	6	5	2	11	3		16	
45	宮崎	2	2	2	2	6	11			17	○
46	鹿児島	7	7	7	7	11	11	2		24	○
47	沖縄	8	8	8	8	21	20	2		43	○
	合計	499	497	496	498	1,066	1,448	892	68	3,474	

* 受入人数: 報告支部の集計数 * 1期: 2/17~5/4 2期: 5/19~8/3 3期: 8/18~11/2 4期: 11/17~2/8

* 講義a: 卸の機能・役割 講義b: 医薬品流通 講義c: 卸の薬剤師業務

* 薬剤師会: 一部でも薬剤師会からの依頼のあった支部に○をしております * 集計: 日本医薬品卸勤務薬剤師会

全国各支部における研修テーマの選定状況（2025年度継続研修実施報告から）

2026年3月31日現在

【提示したテーマ】

1. 医療用麻薬の適正使用

- ・医療用麻薬等の管理について（東京）
- ・麻薬適正使用について（群馬）
- ・医療用麻薬の適正使用（秋田：ハイブリッド）

2. ワクチン

- ・子宮頸がんワクチンについて（福島：ハイブリッド）
- ・ワクチン等の供給について（広島：ハイブリッド）
- ・高用量インフルエンザワクチンの特徴と既存のワクチンとの効果比較について（青森：ハイブリッド）
- ・Life-course immunization 中での高齢者ワクチン戦略（東京）
- ・新型コロナワクチンに関する最新の知見（千葉）
- ・新型コロナワクチンについて（埼玉）
- ・予防接種・ワクチンの基礎知識（広島：ハイブリッド）
- ・インフルエンザワクチンについて（広島：ハイブリッド、埼玉）
- ・予防接種・ワクチンに関する理解を深める～基本の整理と最近の話題～（島根・鳥取）
- ・ワクチンについて～基礎から出荷まで～（秋田：Web）
- ・ワクチンについて（北海道：Web）
- ・成人用肺炎球菌ワクチンとHPVワクチンの新たな選択肢（山形：ハイブリッド）

3. 糖尿病

- ・糖尿病治療薬「マンジャロ皮下注」の商品紹介（宮崎、福島：ハイブリッド）
- ・インスリン製剤・療法の基礎 -歴史、製品、使われ方-（千葉）
- ・週1回投与のインスリンアナログ製剤がもたらす糖尿病治療の新しい展開（青森：ハイブリッド）
- ・FreeStyle リブレ2の特徴と機能・保険制度について（新潟）
- ・糖尿病（ダイアベティス）・肥満領域の新規薬剤の作用メカニズムと克服すべき課題（東京）
- ・最新の“糖尿病治療”と“糖尿病チーム医療”について（大阪：ハイブリッド）
- ・インスリン製剤全般の取り扱いについて（富山）
- ・糖尿病と併存症治療の最前線～薬剤選択アルゴリズムと実臨床での使い分け～（島根・鳥取）
- ・糖尿病について（千葉、秋田：Web）

4. 喘息

- ・喘息について（秋田：Web、佐賀）
- ・エアゾールの側から見た喘息治療（山形：ハイブリッド）

5. CKD（慢性腎臓病）

- ・増加するCKDにどう立ち向かう？保健と医療をつなぐ役割を担えるか！？
～産業薬剤師活動という新たなフィールド～（鹿児島：Web）

- ・CKD 診療の日常現場～分かりやすい腎機能評価方法と治療介入の実際～（京都・滋賀）
- ・CKD 慢性腎臓病（秋田：ハイブリッド）
- ・腎臓病について（佐賀）

【支部選定テーマ】

（１）薬事・薬務行政

- ・第４期山梨県医療費適正化計画の一部改訂について（山梨）
- ・令和７年度薬機法改正の概要について（山梨）
- ・薬務行政（佐賀）
- ・最近の薬務行政について（宮崎、広島：ハイブリッド、東京、千葉、熊本、奈良、福島：ハイブリッド、大阪：ハイブリッド、秋田）
- ・最新の薬事行政（山形）
- ・最近の薬務行政と医薬品卸売業の関わり（富山）
- ・「災害薬事コーディネーター」と「災害支援薬剤師」の導入（茨城）
- ・薬事行政に関する最近の動向について（新潟）
- ・薬事行政の近況について（神奈川）
- ・薬事に関する法規と制度～卸売販売業～（京都・滋賀）
- ・最近の薬事行政～毒物・劇物、医療機器～逸脱事例、医療機器取扱者問い合わせ事例の紹介等（京都・滋賀）
- ・青森県における最近の薬事行政について（青森：ハイブリッド）
- ・薬事行政における最近の話題等について（愛知・岐阜・三重）
- ・改正薬機法について（兵庫）
- ・薬機法違反事例の情報共有（兵庫）
- ・緊急避妊薬の販売について（兵庫）
- ・医療事犯について（北海道：Web）

（２）医薬品業界の話題

- ・薬局 DX の現状と展望～オンライン資格確認・電子処方箋などを通じて～（愛知、岐阜、三重）
- ・GDP の実装とその課題（福島：ハイブリッド）
- ・医薬品卸経営の現状と今後の課題（東京）
- ・医療 DX のこれからと薬剤師の役割～医療 DX 推進体制整備加算の取得と利用効率向上に向けて～（宮崎）
- ・医薬品市場の概況と市場に影響を与える制度関連の動向（大阪：ハイブリッド）
- ・医薬品市場の最近の潮流（埼玉）
- ・後発医薬品の供給不安解消に向けた日本ジェネリック製薬協会の取り組み（山形）

（３）麻薬・覚醒剤原料・向精神薬等

- ・麻薬の取扱い及び最近の薬物問題について（広島：ハイブリッド）
- ・麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法の改正の概要について（新潟）
- ・最近の麻薬・向精神薬に関する情報（神奈川）

- ・麻薬取締官の活動と薬物情勢、薬物乱用問題について（東海ブロック）
- ・令和6年度の麻向法関係の摘発状況の紹介（兵庫）
- ・麻薬の違反事例の共有（兵庫）
- ・麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の取扱いについて（愛知・岐阜・三重）
- ・薬物乱用の根絶を目指して（埼玉）
- ・最近の麻薬行政について（北海道：Web）

（4）病態、治療及び製品概要

- ・頻用される漢方薬（福島：ハイブリッド）
- ・肥満症の薬物治療～最適使用推進ガイドラインを踏まえたウゴービ導入について～（福島：ハイブリッド）
- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）の病態とロゼバラミンについて（福島：ハイブリッド）
- ・漢方・薬草これなら分かる講座～ダイエット、美肌の漢方対応～（愛知、岐阜、三重）
- ・ケサンラ点滴静注液の商品紹介（宮崎）
- ・ゼップバウンド皮下注の商品紹介（宮崎、福島：ハイブリッド、新潟、千葉）
- ・貼付剤の歴史と展望（千葉）
- ・消毒剤の特徴と選択（千葉）
- ・皮膚保湿外用薬の保湿メカニズムとエビデンス～基剤の役割や重要性を含めて～（新潟）
- ・高血圧について（青森：ハイブリッド）
- ・経口避妊薬と緊急避妊薬について（青森：ハイブリッド）
- ・オンライン研修に伴う緊急避妊薬の調剤について（青森：ハイブリッド）
- ・ペイシェントジャーニーと不妊治療について（愛知・岐阜・三重）
- ・血液浄化療法と関連薬剤（愛知・岐阜・三重）
- ・点眼薬の基礎～緑内障とは？～（愛知・岐阜・三重）
- ・骨粗鬆症～最近の話題～（福島：ハイブリッド）
- ・ネクセトール錠 180 mg製品説明会（山梨、福島：ハイブリッド、宮城）
- ・肥満症治療の新たな展開（福岡）
- ・近視における現状とリジュセアミニ点眼液・緑内障に関して（新潟、福島：ハイブリッド）
- ・オレキシン受容体拮抗薬クービビック錠について（新潟、青森：ハイブリッド、山形：ハイブリッド）
- ・日本人における睡眠の現状と新規オレキシン受容体拮抗薬ボルズィ錠の有用性（福島：ハイブリッド）
- ・保険薬局における医療・衛生材料の取り扱いについて～在宅経腸栄養～（千葉）
- ・肥満症～概念・病態・治療～（広島：ハイブリッド）
- ・近視について（群馬）
- ・心不全の病態と治療～最新ガイドラインとエンレストについて～（福島：ハイブリッド）
- ・近視抑制はなぜ可能になったのか？（大阪：ハイブリッド）
- ・精神科疾患（不眠症・認知症を含む）の病態、検査、治療と近畿大学での診療のご紹介等（大阪：ハイブリッド）
- ・創傷被覆材について（奈良）

- ・乳癌検査と最新の薬物療法について（四国ブロック）
- ・ニトロソアミン問題の現状と沢井薬品の取り組み（愛知・岐阜・三重）
- ・女性の健康をサポートする大豆イソフラボン由来成分エクオールについて（埼玉）
- ・アトピー性皮膚炎の病態とかゆみについて（北海道：Web）
- ・高齢者インフルエンザ感染予防の新たな選択肢（山形：ハイブリッド）
- ・骨粗鬆症の疾患と薬物療法について（山形：ハイブリッド）

（5）その他

- ・救急法について（福島：ハイブリッド）
- ・2024年度「フォーラム」参加者報告（宮崎）
- ・広島県の肝炎対策について（広島：ハイブリッド）
- ・第84回九州山口薬学大会聴講（佐賀）
- ・薬剤師の為の災害対策（青森：ハイブリッド）
- ・AED（自動体外式除細動器）の使い方・心肺蘇生法・防災関連他（神奈川）
- ・“もしも”に強いまちを支える薬剤師～地域・健康・災害をつなぐ視点～（愛知・岐阜・三重）
- ・雑草も害虫も病原菌も敵じゃなかった（福島：ハイブリッド）
- ・薬物乱用防止について（青森：ハイブリッド）
- ・現在の歯科治療の潮流（茨城）
- ・栄養トラブルと栄養補助食品の活用（茨城）
- ・体調管理セミナー（福岡）
- ・災害対応と薬事コーディネート（福岡）
- ・薬物乱用の現状（神奈川）
- ・フォーミュラリの動向について（宮崎）
- ・第58回日本薬剤師会学術大会参加者報告（宮崎）
- ・産業廃棄物の適正処理について（東海ブロック）
- ・診療報酬改定について（群馬）
- ・国の災害医療活動訓練における医薬品供給訓練の最新情報（沖縄）
- ・日本中毒センターの役割～タバコからサリンまで～（大阪：ハイブリッド）
- ・2025年度「研修会」伝達研修（島根）
- ・県民の健康に携わる薬剤師～オール薬剤師構想～（埼玉）
- ・学識向上のために病院薬剤師編（埼玉）
- ・栃木県の災害用医薬品等の備蓄について（栃木：Web）
- ・保険薬局の在宅訪問業務について（宮城）
- ・日本通運株式会社九州医薬品センター見学（長崎）
- ・AIって何？～AIと共に歩むこれからの暮らし～（北海道：Web）
- ・販売情報提供活動について～審査・監督委員会を中心に～（北海道：Web）
- ・AI搭載型調剤ロボットがもたらす産業革新（中国ブロック）
- ・2026年度診療報酬改定の押さえ処（中国ブロック）

日本医薬品卸勤務薬剤師会 2025 年度「研修会」 プログラム

日 時 2025 年 4 月 18 日(金)14:15~17:00

会 場 トラストシティカンファレンス・丸の内
トラストタワーN館 11 階 Room2+3+4
東京都千代田区丸の内 1-8-1 TEL 03-6212-5211

開催方法 ハイブリッド形式（集合研修・ライブ配信）

司 会 秋山 由香（日本医薬品卸勤務薬剤師会 実務委員）

開会挨拶

日本医薬品卸勤務薬剤師会 会 長 師尾 仁 14:15~14:20

来賓挨拶

公益社団法人日本薬剤師会 会 長 岩月 進 14:20~14:25

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 会 長 宮田 浩美 14:25~14:30

講 演 14:40~15:40

「災害時の医薬品供給体制と支援薬剤師の活動」

公益社団法人日本薬剤師会 常務理事 山田 卓郎

..... 休 憩

講 演 15:55~16:55

「卸勤務薬剤師こそ使いたい最新生成 AI の仕事活用術」

株式会社 MAKOTO Prime 代表取締役 竹井 智宏

閉会挨拶

日本医薬品卸勤務薬剤師会 副会長 小口 美樹 16:55~17:00

主催：日本医薬品卸勤務薬剤師会

共催：一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

※本団体は、日本薬剤師研修センター研修実施機関の登録を行っておりません。

2025 年度「フォーラム」プログラム

開催日時 2026 年 1 月 23 日(金) 14:00～17:00

開催方法 Zoom ウェビナーを使用したライブ配信

※開催が近づきましたら受講者へ ID・パスワード等をご連絡いたします。

受講料 6,000 円(税込)

申込方法 ホームページよりお申込みください

<https://jpwa.or.jp/kinyaku/>



プログラム

司 会 坂本 佳子 日本医薬品卸勤務薬剤師会 実務委員会副委員長

14:00～14:10

主催者挨拶

師尾 仁 日本医薬品卸勤務薬剤師会 会長

14:15～15:15

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 薬制委員会発表

演 題 「中抜け返品等に関する情報共有」

～中抜け返品事例データベースの紹介～

発表者 澤井 直子 日本医薬品卸売業連合会 薬制委員会

日本医薬品卸勤務薬剤師会 副会長

崎野 健一 日本医薬品卸売業連合会 薬制委員会

15:30～17:00

特別講演

演 題 「医療 DX 時代のオンライン診療、オンライン服薬指導」

講 師 長谷川 高志 特定非営利活動法人日本遠隔医療協会
特任上席研究員

※本フォーラムは、日本薬剤師研修センター研修受講単位付与対象研修会に該当していません。

プログラムについては、都合により変更する場合がありますので、予めご承知おきください。

お問合せ

日本医薬品卸勤務薬剤師会

〒103-0028

東京都中央区八重洲 1-7-20

TEL:03-3275-0983

主催 日本医薬品卸勤務薬剤師会

共催 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会

協賛 公益社団法人日本薬剤師会

令和7年度 日本薬剤師会 卸薬剤師部会研修会 次第

主 催：公益社団法人 日本薬剤師会

日 時：令和7年12月19日（金） 13時30分～16時20分（予定）

参加者：卸企業関係者 他

形 式：WEB ライブ配信

司 会：日本薬剤師会 担当役員

13:30～13:35 主催者挨拶

日本薬剤師会 会長 岩月 進

13:35～14:35 講 演 1 (60分)

「薬学教育の現状について（仮題）」

帝京平成大学 薬学部 教授 学部長
亀井 美和子 氏

14:35～14:45 休憩 (10分)

14:45～15:45 講 演 2 (60分)

「日本薬剤師会の今後について

（地域医薬品提供体制強化のためのアクションリストなど）（仮題）」

日本薬剤師会 専務理事 上野 清美

15:45～16:15 講 演 3 (30分)

「薬事を巡る最近の動向及び医薬品卸業への期待（仮題）」

参議院議員 神谷 政幸 氏

16:15～16:20 閉会の挨拶

日本薬剤師会 卸薬剤師部会 部会長 一條 宏

*演題、講演順等は暫定のもの

2025年度 収支決算書

自 2025年4月 1日

至 2026年3月31日

1. 収入の部

(単位:円)

勘定科目		予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (B)-(A)	備考
大科目	中科目				
会費収入		10,776,000	10,746,000	△ 30,000	
	会員会費収入	10,662,000	10,638,000	△ 24,000	@6,000×1,773名
	准会員会費収入	114,000	108,000	△ 6,000	@6,000×18名
助成金収入		5,500,000	5,500,000	0	
	助成金収入	5,500,000	5,500,000	0	郵連合会からの助成金
協賛金収入		500,000	500,000	0	
	協賛金収入	500,000	500,000	0	日本薬剤師会からのフォーラムへの協賛金
事業収入		1,500,000	1,720,500	220,500	
	研修会収入	1,500,000	1,720,500	220,500	研修会、フォーラム受講料
雑収入		5,000	22,252	17,252	
	雑収入	5,000	22,252	17,252	銀行利息他
当期収入合計		18,281,000	18,488,752	207,752	
繰越収支差額		6,416,158	6,416,158	0	
収入合計 (a)		24,697,158	24,904,910	207,752	

2. 支出の部

勘定科目		予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (B)-(A)	備考
大科目	中科目				
事業費		9,510,000	7,956,000	△ 1,554,000	
	会議費	500,000	380,112	△ 119,888	理事会・委員会経費
	旅費	3,500,000	3,256,031	△ 243,969	会議・委員会等旅費
	研修会費	3,000,000	2,196,938	△ 803,062	研修会、フォーラム経費
	活動費	2,000,000	1,836,684	△ 163,316	実施支部・ブロック補助
	調査資料費	10,000	0	△ 10,000	書籍代
	印刷費	150,000	26,400	△ 123,600	理事会資料、封筒
	通信費	200,000	157,301	△ 42,699	発送料、切手、電話料、HP他
	表彰費	150,000	102,534	△ 47,466	会員の表彰・顕彰
管理費		8,350,000	7,724,758	△ 625,242	
	備品費	20,000	2,480	△ 17,520	
	消耗品費	30,000	0	△ 30,000	事務用品等
	雑費	300,000	351,988	51,988	都薬会費、慶弔費、会計事務所顧問料他
	事務所費	1,000,000	935,314	△ 64,686	事務所使用負担分
	出向負担金	7,000,000	6,407,376	△ 592,624	給与、通勤費、法定福利費、福利厚生費
	租税公課	0	27,600	27,600	
特定預金支出		200,000	200,000	0	
	退職慰労金引当預金支出	200,000	200,000	0	退職慰労金積立金
記念事業積立金支出		0	0	0	
	記念事業積立金支出	0	0	0	50周年記念事業準備金(2022年度より)
予備費		1,000,000	0	△ 1,000,000	
	予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000	
当期支出合計 (b)		19,060,000	15,880,758	△ 3,179,242	
次期繰越収支差額(a)-(b)		5,637,158	9,024,152	3,386,994	
支出合計		24,697,158	24,904,910	207,752	
記念事業積立金	計		3,000,000		50周年記念事業準備金(2022年度より)
退職慰労金引当預金	計		1,800,000		退職慰労金引当預金(2017年度より)

監 査 報 告 書

2026年4月13日、日本医薬品卸勤務薬剤師会の2025年度における会務及び会計の諸帳簿、諸帳憑等につき監査したところ、適正であることを認めましたので、ここに報告致します。

2026年4月17日

監事 浅野 貴代 

2025年度 会費納入状況

(単位:円)

支部名	入金額	前年会員数	会員数 准会員数	前年比 (増減)	合計	支部名	入金額	前年会員数	会員数 准会員数	前年比 (増減)	合計
北海道	600,000	107 ₃	98 ₂	-9 ₋₁	100	大阪	570,000	91	95	4	95
計	600,000	107 ₃	98 ₂	-9 ₋₁	100	滋賀	72,000	12	12	0	12
青森	144,000	24	24	0	24	京都	120,000	20	20	0	20
岩手	156,000	28	26	-2	26	兵庫	456,000	75	76	1	76
宮城	258,000	43	43	0	43	奈良	72,000	12	12	0	12
秋田	138,000	23	23	0	23	和歌山	90,000	15	15	0	15
山形	144,000	25	24	-1	24	計	1,380,000	225	230	5	230
福島	180,000	30	30	0	30	鳥取	60,000	10	10	0	10
計	1,020,000	173	170	-3	170	島根	84,000	14	14	0	14
東京	1,530,000	251 ₃	252 ₃	1 ₀	255	岡山	138,000	23	23	0	23
計	1,530,000	251 ₃	252 ₃	1 ₀	255	広島	402,000	68	67	-1	67
茨城	168,000	24	28	4	28	山口	156,000	26	26	0	26
栃木	132,000	23	22	-1	22	計	840,000	141	140	-1	140
群馬	108,000	18	18	0	18	徳島	54,000	9	9	0	9
埼玉	402,000	65 ₃	64 ₃	-1 ₀	67	香川	54,000	8	9	1	9
千葉	330,000	55 ₃	52 ₃	-3 ₀	55	愛媛	198,000	32	33	1	33
神奈川	474,000	73 ₄	75 ₄	2 ₀	79	高知	48,000	8	8	0	8
計	1,614,000	258 ₁₀	259 ₁₀	1 ₀	269	計	354,000	57	59	2	59
新潟	216,000	34	36	2	36	福岡	588,000	94 ₁	97 ₁	3 ₀	98
長野	186,000	32	31	-1	31	佐賀	102,000	17 ₁	16 ₁	-1 ₀	17
山梨	48,000	8	8	0	8	長崎	240,000	41	40	-1	40
計	450,000	74	75	1	75	熊本	222,000	38	37	-1	37
富山	84,000	15	14	-1	14	大分	138,000	23	23	0	23
石川	132,000	21	22	1	22	宮崎	132,000	22	22	0	22
福井	66,000	11	11	0	11	鹿児島	198,000	30	33	3	33
計	282,000	47	47	0	47	沖縄	96,000	16 ₁	15 ₁	-1 ₀	16
静岡	180,000	28	30	2	30	計	1,716,000	281 ₃	283 ₃	2 ₀	286
愛知	522,000	90	87	-3	87	合計	10,746,000	1,777	1,773	-4	1,791
岐阜	150,000	27	25	-2	25			19	18	-1	
三重	108,000	18	18	0	18						
計	960,000	163	160	-3	160						

*会員数、准会員数（2025年6月1日）の集計数による

2025年度 卸勤薬「活動費」実績表

(単位：円)

ブロック名	2024年度 構成人員	構成比	支部名	2024年度 会員・准会員数	2025年度 予算額	2025年度 実績
北海道	110	6.1	北海道	110	¥120,000	¥120,000
東北	173	9.6	青森	24	¥190,000	¥160,000
			岩手	28		
			宮城	43		
			秋田	23		
			山形	25		
			福島	30		
東京	254	14.1	東京	254	¥270,000	¥270,000
関東	268	14.9	茨城	24	¥281,000	¥256,884
			栃木	23		
			群馬	18		
			埼玉	68		
			千葉	58		
			神奈川	77		
甲信越	74	4.1	新潟	34	¥83,000	¥47,100
			長野	32		
			山梨	8		
北陸	47	2.6	富山	15	¥55,000	¥30,000
			石川	21		
			福井	11		
東海	163	9.1	静岡	28	¥179,000	¥179,000
			愛知	90		
			岐阜	27		
			三重	18		
近畿	225	12.5	大阪	91	¥260,000	¥237,500
			滋賀	12		
			京都	20		
			兵庫	75		
			奈良	12		
			和歌山	15		
中国	141	7.9	鳥取	10	¥162,000	¥162,000
			島根	14		
			岡山	23		
			広島	68		
四国	57	3.2	山口	26	¥68,000	¥68,000
			徳島	9		
			香川	8		
			愛媛	32		
			高知	8		
九州	284	15.8	福岡	95	¥332,000	¥306,200
			佐賀	18		
			長崎	41		
			熊本	38		
			大分	23		
			宮崎	22		
			鹿児島	30		
			沖縄	17		
合計	1,796	100		1,796	¥2,000,000	¥1,836,684

日本医薬品卸勤務薬剤師会 2026 年度 事業計画（案）

2026 年度は卸勤務薬剤師の自己研鑽のため、会員の実務に即した研修会等により一層の充実と、行政や薬剤師会及び薬学教育協議会等との連携を強化した活動を実践する。また引き続き、日本医薬品卸売業連合会（特に薬制委員会）との連携強化に努め、全ての事業につき感染症対策を行う。

ここに、日本医薬品卸勤務薬剤師会（以下「卸勤務薬剤師会」）2026 年度事業計画案を提示する。

1. 卸勤務薬剤師会の運営

2026 年度は理事会 1 回、常任理事会 2 回、正副会長会議・実務委員会合同会議 2 回、実務委員会 3 回の開催を予定し、積極的な検討・企画・立案及びその展開を行う。

（市中の感染状況に伴い、会議等の開催について変更の可能性あり）

2. 都道府県薬剤師会と各ブロック・支部との関係強化対策

各ブロック・支部に於ける薬剤師会との連携強化に努める。また行政及び医療系職能団体との良好な関係構築を実践する。

3. 実務実習薬学生受入れについて

卸勤務薬剤師会として「実務実習薬学生の受入協力におけるガイドラインと留意点（以下ガイドライン）を遵守した薬学生の教育」に沿った薬学生の教育を推奨し、各支部より教育内容、依頼先及び参加人数等の報告を受け、その集計結果を日本薬剤師会、薬学教育協議会に事務局より報告する。

4. 支部における継続研修の充実

2026 年度継続研修のテーマ

- (1)脂質異常症 (2)ワクチン(3)不眠症
(4)片頭痛 (5)診療報酬改定 (6)薬機法等一部改正

上記 6 項目を取り上げました。

各支部においては上記テーマを中心に適宜選択し、JGSP に規定されている、卸勤務薬剤師の継続教育訓練年間 10 時間以上（卸勤務薬剤師会等の外部研修も含む）をクリアするように研修の実施を要請する。

5. 卸勤務薬剤師会主催の「研修会」及び「フォーラム」の運営

(1) 「研修会」

2026年4月17日（金）14：15～17：05 トラストシティカンファレンス・丸の内に於いて開催予定である。

* 「研修会」プログラム（P19）

(2) 「フォーラム」

2026年度は、2027年1月22日（金）に開催を予定している。開催方法及び内容については、現在検討している。

6. 日本薬剤師会への協力

(1) 日本薬剤師会卸薬剤師部会研修会

2026年度も日本薬剤師会卸薬剤師部会研修会の開催を予定している。開催日程及び開催内容等については、卸薬剤師部会にて今後検討する。

(2) 学術大会への協力

第59回日本薬剤師会学術大会（新潟市）において、卸薬剤師部会を中心に学術大会に協力すべく、日本薬剤師会及び新潟県薬剤師会と調整を行う。

7. 実務委員会活動

本会ホームページについて2025年度に引き続き、掲載資料の内容確認及び掲載方法の見直しを行う。今後の研修会等のあり方並びに実務に即した資料作成についても検討する。また、2027年度に開催予定の創立50周年記念事業の企画及び運営等に関して事務局と協議する。

8. 日本医薬品卸売業連合会（特に薬制委員会）との連携強化

2026年度も薬制委員会との情報共有や課題解決に向けて連携強化を図る。ガイドラインに沿った実務実習薬学生の受入れ、改正された薬事制度への対処及び遵守等について関係各所と連携し適切な対応を行う。また、中抜け返品等に関する情報共有についても、データベースの運用を通じて引き続き連携を図る。

2026年度 諸会議等の開催日程

（2026年）

4月13日（月） 監査

4月17日（金） 第49回理事会 研修会 ※ハイブリッド研修会

6月12日（金） 実務委員会

7月10日（金） 正副会長会議・実務委員会合同会議

9月11日(金) 実務委員会 (Web 会議)
10月21日(水) 常任理事会
12月 4日(金) 正副会長会議・実務委員会合同会議
(2027年)
1月22日(金) 実務委員会 フォーラム
3月11日(木) 常任理事会

日本医薬品卸勤務薬剤師会 2026 年度「研修会」 プログラム

日 時 2026 年 4 月 17 日(金)14:15~17:05

会 場 トラストシティカンファレンス・丸の内
トラストタワーN館 11 階 Room2+3+4
東京都千代田区丸の内 1-8-1 TEL 03-6212-5211

開催方法 ハイブリッド形式（集合研修・ライブ配信）

司 会 秋山 由香（日本医薬品卸勤務薬剤師会 実務委員）

開会挨拶

日本医薬品卸勤務薬剤師会 会 長 師尾 仁 14:15~14:20

来賓挨拶

公益社団法人日本薬剤師会 会 長 岩月 進 14:20~14:25

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 会 長 宮田 浩美 14:25~14:30

講 演 14:30~15:40

「災害対応の現状と課題 ～災害支援に関わるすべての方へ～」

国立健康危機管理研究機構 DMAT 事務局 渡邊 暁洋

..... 休憩

講 演 15:50~17:00

「毒と薬と人類の歩み ～薬毒同源～」

日本薬科大学 客員教授 船山 信次

閉会挨拶

日本医薬品卸勤務薬剤師会 副会長 二宮 ルミ 17:00~17:05

主催：日本医薬品卸勤務薬剤師会

共催：一般社団法人日本医薬品卸売業連合会

※本団体は、日本薬剤師研修センター研修実施機関の登録を行っていません。

2026年度 予算編成方針(案)

基本方針

2026年度予算編成方針については、本会組織の活性化および会員の資質向上をはかるための施策を基盤として、下記の通り編成する。

記

1. 収入の部

- (1) 正会員の会費は、年額6,000円とする。
- (2) 准会員の会費は、年額6,000円とする。
- (3) (一社) 日本医薬品卸売業連合会からの助成金5,500,000円を計上する。
- (4) (公社) 日本薬剤師会からのフォーラムへの協賛金500,000円を計上する。

2. 支出の部

- (1) 経常支出を極力節減する。
- (2) フォーラム等に要する経費を重点的に計上する。
- (3) 退職慰労金引当預金を予算計上する。
- (4) 今年度は前年度決算額を参考に予算計上する。

以上

2026年度 収支予算(案)

議案第2号

自 2026年4月 1日
至 2027年3月31日

1. 収入の部

(単位:円)

勘定科目		2026年度 予算額(A)	2025年度		予算増減 (A) - (B)	備 考
大科目	中科目		予算額(B)	決算額		
会費収入		10,746,000	10,776,000	10,746,000	△ 30,000	
	会員会費収入	10,638,000	10,662,000	10,638,000	△ 24,000	@6,000×1,773名
	准会員会費収入	108,000	114,000	108,000	△ 6,000	@6,000×18名
助成金収入		5,500,000	5,500,000	5,500,000	0	
	助成金収入	5,500,000	5,500,000	5,500,000	0	卸連合会からの助成金
協賛金収入		500,000	500,000	500,000	0	
	協賛金収入	500,000	500,000	500,000	0	日本薬剤師会からのフォーラムへの協賛金
事業収入		1,500,000	1,500,000	1,720,500	0	
	研修会収入	1,500,000	1,500,000	1,720,500	0	研修会、フォーラム受講料
雑収入		5,000	5,000	22,252	0	
	雑収入	5,000	5,000	22,252	0	銀行利息他
当期収入合計		18,251,000	18,281,000	18,488,752	△ 30,000	
繰越収支差額		9,024,152	6,416,158	6,416,158	2,607,994	
収入合計(a)		27,275,152	24,697,158	24,904,910	2,577,994	

2. 支出の部

勘定科目		2026年度 予算額(A)	2025年度		予算増減 (A) - (B)	備 考
大科目	中科目		予算額(B)	決算額		
事業費		9,510,000	9,510,000	7,956,000	0	
	会議費	500,000	500,000	380,112	0	理事会・委員会経費
	旅費	3,500,000	3,500,000	3,256,031	0	会議・委員会等旅費
	研修会費	3,000,000	3,000,000	2,196,938	0	研修会、フォーラム経費
	活動費	2,000,000	2,000,000	1,836,684	0	実施支部・ブロック補助
	調査資料費	10,000	10,000	0	0	書籍代
	印刷費	150,000	150,000	26,400	0	理事会資料、封筒
	通信費	200,000	200,000	157,301	0	送料、切手、電話料、HP他
	表彰費	150,000	150,000	102,534	0	会員の表彰・顕彰
管理費		8,500,000	8,350,000	7,724,758	150,000	
	備品費	20,000	20,000	2,480	0	
	消耗品費	30,000	30,000	0	0	事務用品等
	雑費	400,000	300,000	351,988	100,000	都薬会費、慶弔費、会計事務所顧問料他
	事務所費	1,000,000	1,000,000	935,314	0	事務所使用負担分
	出向負担金	7,000,000	7,000,000	6,407,376	0	給与、通勤費、法定福利費、福利厚生費
	租税公課	50,000	0	27,600	50,000	
特定預金支出		200,000	200,000	200,000	0	
	退職慰労金引当預金支出	200,000	200,000	200,000	0	退職慰労金積立金
記念事業積立金支出		0	0	0	0	
	記念事業積立金支出	0	0	0	0	50周年記念事業準備金
予備費		1,000,000	1,000,000	0	0	
	予備費	1,000,000	1,000,000	0	0	
当期支出合計(b)		19,210,000	19,060,000	15,880,758	150,000	
次期繰越収支差額(a)-(b)		8,065,152	5,637,158	9,024,152	2,427,994	
支出合計		27,275,152	24,697,158	24,904,910	2,577,994	

記念事業積立金	計	3,000,000	50周年(2027年4月)記念事業準備金
退職慰労金引当預金	計	2,000,000	退職慰労金引当預金(2017年度より)

2026年度 卸勤薬「活動費」予算表(案)

(単位：円)

ブロック名	2025年度 構成人員	構成比	支部名	2025年度 会員・准会員数	2025年度 実績	2026年度 予算額
北海道	100	5.6	北海道	100	¥120,000	¥120,000
東北	170	9.5	青森	24	¥160,000	¥190,000
			岩手	26		
			宮城	43		
			秋田	23		
			山形	24		
			福島	30		
東京	255	14.2	東京	255	¥270,000	¥270,000
関東	269	15.0	茨城	28	¥256,884	¥281,000
			栃木	22		
			群馬	18		
			埼玉	67		
			千葉	55		
			神奈川	79		
甲信越	75	4.2	新潟	36	¥47,100	¥83,000
			長野	31		
			山梨	8		
北陸	47	2.6	富山	14	¥30,000	¥55,000
			石川	22		
			福井	11		
東海	160	8.9	静岡	30	¥179,000	¥179,000
			愛知	87		
			岐阜	25		
			三重	18		
近畿	230	12.8	大阪	95	¥237,500	¥260,000
			滋賀	12		
			京都	20		
			兵庫	76		
			奈良	12		
			和歌山	15		
中国	140	7.8	鳥取	10	¥162,000	¥162,000
			島根	14		
			岡山	23		
			広島	67		
			山口	26		
四国	59	3.3	徳島	9	¥68,000	¥68,000
			香川	9		
			愛媛	33		
			高知	8		
九州	286	16.0	福岡	98	¥306,200	¥332,000
			佐賀	17		
			長崎	40		
			熊本	37		
			大分	23		
			宮崎	22		
			鹿児島	33		
			沖縄	16		
合計	1,791	100		1,791	¥1,836,684	¥2,000,000

日本医薬品卸勤務薬剤師会

2026年度 役員選任について(案)

1. 常任理事

(退任) 田中 信也 (新任) 河村 友紀

2. 監事

(退任) 柘植 典子 (新任) 原田 愛

3. 理事

別紙理事名簿 (○ : 新任)

日本医薬品卸勤務薬剤師会 役員名簿(案)

(2026年4月より)

○：新任
(敬称略)

顧問	宮田 浩美	(一社) 日本医薬品卸売業連合会	会長
会長	師尾 仁	株式会社モロオ	
副会長	小口 美樹	アルフレッサ株式会社	
〃	二宮 ルミ	株式会社アステム	
〃	澤井 直子	株式会社スズケン	
〃	河西 郁江	株式会社メディセオ	
常務理事	朝枝 一弥	日本医薬品卸勤務薬剤師会	
常任理事	眞鍋 晃彦	株式会社ほくやく	(北海道ブロック)
〃	一條 宏	株式会社バイタルネット	(東北ブロック)
〃	田中 佑実	株式会社スズケン	(東京ブロック)
〃	半田 和明	岩瀬薬品株式会社	(関東ブロック)
〃	小檜山一郎	株式会社メディセオ	(甲信越ブロック)
〃	武曾 敬一	明祥株式会社	(北陸ブロック)
〃	中北 馨介	中北薬品株式会社	(東海ブロック)
〃	有川江津子	株式会社スズケン	(近畿ブロック)
〃	○ 河村 友紀	株式会社セイエル	(中国ブロック)
〃	縄田 幸裕	株式会社アスティス	(四国ブロック)
〃	二宮 ルミ	株式会社アステム	(九州ブロック)
監事	浅野 貴代	東邦薬品株式会社	
〃	○ 原田 愛	株式会社メディセオ	

※ 2025年度第48回理事会以降の変更を新任と表記

日本医薬品卸勤務薬剤師会 実務委員会名簿(案)

(2026年4月より)

○：新任
(敬称略)

会 長	師尾 仁	株式会社モロオ
副 会 長	小口 美樹	アルフレッサ株式会社
〃	二宮 ルミ	株式会社アステム
〃	澤井 直子	株式会社スズケン
〃	河西 郁江	株式会社メディセオ
委 員 長	川守田節男	株式会社バイタルネット
副 委 員 長	坂本 佳子	株式会社スズケン
委 員	西村 宏平	アルフレッサ株式会社
〃	秋山 由香	中北薬品株式会社
〃	○ 大友由佳永	株式会社メディセオ
〃	○ 榊原 敬崇	東邦薬品株式会社
事 務 局 長	朝枝 一弥	日本医薬品卸勤務薬剤師会

※ 2025年度第48回理事会以降の変更を新任と表記

47都道府県支部長（2026年4月現在）

○：新任

眞鍋 晃彦	株式会社ほくやく	(北海道支部)
原 祥子	東邦薬品株式会社	(青森県支部)
川目 聖子	株式会社バイタルネット	(岩手県支部)
一條 宏	株式会社バイタルネット	(宮城県支部)
杉山 嘉孝	東邦薬品株式会社	(秋田県支部)
○大石 玲児	東邦薬品株式会社	(山形県支部)
持立 隆司	株式会社スズケン	(福島県支部)
○近藤 明美	アルフレッサ株式会社	(東京支部)
山野 敦子	東邦薬品株式会社	(茨城県支部)
齋藤 聡佑	東邦薬品株式会社	(栃木県支部)
谷川 直美	株式会社スズケン	(群馬県支部)
駒崎 彩	アルフレッサ株式会社	(埼玉県支部)
○吉橋 純一	岩渕薬品株式会社	(千葉県支部)
○寺山 由起子	東邦薬品株式会社	(神奈川県支部)
廣瀬 昌幸	東邦薬品株式会社	(新潟県支部)
青木 文美	株式会社スズケン	(長野県支部)
○小澤 千晃	株式会社スズケン	(山梨県支部)
○和田 絢子	株式会社スズケン	(富山県支部)
○茶木 弘一	株式会社ファイネス	(石川県支部)
武曾 敬一	明祥株式会社	(福井県支部)
横田 麻利子	東邦薬品株式会社	(静岡県支部)
中北 馨介	中北薬品株式会社	(愛知県支部)
勝川 千尋	株式会社メディセオ	(岐阜県支部)
大仲 菜波	アルフレッサ株式会社	(三重県支部)
○長船 章子	株式会社メディセオ	(大阪府支部)
志賀 浪 李央	アルフレッサ株式会社	(滋賀県支部)
津田 佳子	株式会社ケーエスケー	(京都府支部)
○東根 みとえ	アルフレッサ株式会社	(兵庫県支部)
○羽尻 順子	株式会社ケーエスケー	(奈良県支部)
坂本 真有	株式会社ケーエスケー	(和歌山県支部)
○椎木 直美	株式会社セイエル	(鳥取県支部)
神田 純子	株式会社エバルス	(島根県支部)
安藤 成多	株式会社エバルス	(岡山県支部)
○河村 友紀	株式会社セイエル	(広島県支部)
宇留野 雅史	ティーエスアルフレッサ株式会社	(山口県支部)
大久保 美佐緒	四国アルフレッサ株式会社	(徳島県支部)
○近藤 勇人	中澤氏家薬業株式会社	(香川県支部)
松友 崇浩	株式会社幸耀	(愛媛県支部)
○濱口 牧	中澤氏家薬業株式会社	(高知県支部)
○井上 祐孝	九州東邦株式会社	(福岡県支部)
馬場 千枝子	株式会社宮崎温仙堂商店	(佐賀県支部)
藤村 尚賢	藤村薬品株式会社	(長崎県支部)
○村中 香菜子	株式会社アステム	(熊本県支部)
山隈 一治	株式会社アトル	(大分県支部)
○淡河 裕司	株式会社アステム	(宮崎県支部)
長谷 裕子	九州東邦株式会社	(鹿児島県支部)
伊集院 良憲	沖縄東邦株式会社	(沖縄県支部)

(※2025年第48回理事会以降に変更連絡があった支部を新任と表記)

年会費改定について (案)

本社数及び会員数の変遷

年 度	本社数	会員数	年 度	本社数	会員数	年 度	本社数	会員数
昭和 53 年		2,092	平成 元年	381	2,811	平成 12 年	180	2,552
昭和 54 年	615	2,411	平成 2 年	375	2,881	平成 13 年	175	2,439
昭和 55 年	577	2,501	平成 3 年	351	2,932	平成 14 年	154	2,333
昭和 56 年	538	2,516	平成 4 年	331	2,961	平成 15 年	147	2,217
昭和 57 年	525	2,577	平成 5 年	318	2,958	平成 16 年	142	2,196
昭和 58 年	491	2,610	平成 6 年	305	2,936	平成 17 年	134	2,099
昭和 59 年	486	2,633	平成 7 年	291	2,897	平成 18 年	128	2,089
昭和 60 年	440	2,727	平成 8 年	277	2,881	平成 19 年	123	2,102
昭和 61 年	434	2,689	平成 9 年	260	2,837	平成 20 年	114	2,085
昭和 62 年	418	2,711	平成 10 年	232	2,758	平成 21 年	98	2,132
昭和 63 年	403	2,766	平成 11 年	217	2,667	平成 22 年	96	2,086

年 度	本社数	会員数	年 度	本社数	会員数	年 度	本社数	会員数
平成 23 年	92	2,028	令和 4 年	70	1,812			
平成 24 年	91	1,986	令和 5 年	69	1,802			
平成 25 年	83	1,969	令和 6 年	68	1,796			
平成 26 年	83	1,938	令和 7 年	68	1,791			
平成 27 年	79	1,926						
平成 28 年	74	1,947						
平成 29 年	72	1,926						
平成 30 年	70	1,893						
令和元年	71	1,882						
令和 2 年	70	1,858						
令和 3 年	70	1,857						

消費税率 一覧表

暦	和暦	消費税率
1989年	平成元年	3%(4月1日から)
1997年	平成9年	3%(3月31日まで) 5%(4月1日から)
2014年	平成26年	5%(3月31日まで) 8%(4月1日から)
2015年	平成27年	8%
2016年	平成28年	8%
2017年	平成29年	8%
2018年	平成30年	8%
2019年	平成31年 令和1年	8%(9月30日まで) 10%(10月1日から)(軽減税率8%)
2020年	令和2年	10%(軽減税率8%)
2021年	令和3年	10%(軽減税率8%)
2022年	令和4年	10%(軽減税率8%)
2023年	令和5年	10%(軽減税率8%)(10月1日からインボイス制度開始)
2024年	令和6年	10%(軽減税率8%)

1 新会費（案） 9,000円/1人

収入増額合計（見込み）	5,300,000
-------------	------------------

2 増額分の活動内容（案）

勘定科目	増額内訳	内容
①出向負担金	2,000,000	65歳未満の事務局長の給与
②会議費	500,000	実務委員会開催増(小委員会設置)
③旅費	1,000,000	実務委員増
④研修会費	1,500,000	研修会回数増（大阪開催等）
⑤雑費	300,000	HP等の充実

◆実務委員増（案）※実務委員計13名

- ・各ブロックより、実務委員を推薦して頂く（11ブロック）
- ・本部推薦2名

◆実務委員会の小委員会設置（案）※実務委員の活動

小委員会名	主な活動内容
広報小委員会 6名	HP更新・パンフレット等作成
研修小委員会 7名	研修会・フォーラム企画・運営

※具体的な活動内容につきましては、2026年度実務委員会で検討する

日本医薬品卸勤務薬剤師会
2025年度 表彰者

顕彰者（支部報告）

（敬称略）

【厚生労働大臣表彰】

おおいし れいじ
大石 玲児

東邦薬品株式会社

（山形県支部）

表彰者（ブロック推薦）

（敬称略）

いし かわ みちえ
石川 美智江

株式会社ほくやく

（北海道ブロック）

さいとう けいこ
斎藤 桂子

株式会社バイタルネット

（東北ブロック）

該当者なし

（東京ブロック）

まつ い あやか
松井 彩香

アルフレッサ株式会社

（関東ブロック）

あべ みちこ
阿部 倫子

株式会社マルタケ

（甲信越ブロック）

おお うち まゆ
大浦 麻由

株式会社メディセオ

（北陸ブロック）

さとう ひろこ
佐藤 寛子

株式会社メディセオ

（東海ブロック）

いし くら いずみ
石倉 いずみ

株式会社スズケン

（近畿ブロック）

か もん さくら
嘉門 佐久良

株式会社エバルス

（中国ブロック）

わた なべ みなこ
渡部 美奈子

株式会社よんやく

（四国ブロック）

たに ぐち ともこ
谷口 智子

株式会社アトル

（九州ブロック）

参 考 資 料

日本医薬品卸勤務薬剤師会 会則	32
日本医薬品卸勤務薬剤師会 准会員に関する内規	37
日本医薬品卸勤務薬剤師会 表彰規程	40
日本医薬品卸勤務薬剤師会 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程	42
個人情報取扱規程	45

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本医薬品卸勤務薬剤師会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、医薬品卸勤務薬剤師の一般知識と倫理及び学術の水準をより高め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という）等法規の遵守、卸の実践規範であるJGSPの実践、DI活動、教育研修の実施、安全管理業務の推進等主たる業務においてその職能を発揮することにより、医薬品など医薬品医療機器法に規定する品目（以下「医薬品等」という）を取り扱う卸業の使命の達成に努め、もって国民医療の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員の資質向上に関する事項

- ① 卸勤務薬剤師会支部主催等の講演会、講習会、研修会の開催
- ② 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会（以下「連合会」という）、日本薬剤師会、行政、製造販売業者など関係団体が主催する講演会、研修会等の紹介と参画
- ③ ホームページの活用

(2) 薬事衛生の向上普及に関する事項

(3) 医薬品等の流通段階での品質保全および安全管理業務に関する事項

(4) 医薬品等の情報に関する事項

(5) 教育研修に関する事項

対象者・・・医薬品卸教育研修管理者・販売担当者
品質管理に関する担当者（商品担当者・配送担当者）
安全管理部門担当者

(6) 連合会の活動に対する支援、協力に関する事項

(7) その他、本会の目的達成に必要な事項

(事務所)

第4条 本会は、事務所を連合会の事務所内に置く。

(支部及びブロック協議会)

第5条 本会は、都道府県ごとに支部を置く。

2. 本会は、全国を別記のブロックに分け、ブロックごとに協議会を置く。

3. ブロック協議会は、そのブロック内の支部長及び必要により支部内の代表者をもって構成し、本会事業の円滑な運営について協議する。

4. ブロック協議会は、ブロック協議会の構成員の中から選任されたブロック長が招集し、統括する。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会は、連合会の会員構成員会社（出向を含む）及び本会の業務に従事する薬剤師をもって組織するものとし、原則として就職と同時に会員となり、退職した時にその資格を失うものとする。

(准会員)

第7条 連合会の賛助会員会社の業務に従事する薬剤師及び連合会の正会員構成会社と関連する会社の卸売販売業の業務に従事する薬剤師であって、本会の事業を理解し、その趣旨に賛同する者を、会長の承認により准会員とすることができる。

2. 前項の准会員に関して必要な事項は、常任理事会の議決を経て会長が定める。

(会 費)

第8条 会費の額及び徴収方法は、別に定める。

第3章 役員等

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名以内
- (3) 常務理事 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理 事 47名以内
- (6) 監 事 2名

(役員の選任)

第10条 会長は、理事会において会員の中から選任する。

2. 副会長は、理事会の承認を得て会員の中から会長が指名する。
3. 常務理事は、理事会の承認を得て会長が指名する。
4. 常任理事は、理事会の承認を得て会員の中から会長が指名する。
5. 理事は、原則として各支部会員の中から選出された支部長がこれに当たる。
6. 監事は、理事会の承認を得て会員の中から会長が指名する。

(役員の任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 欠員の補充により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、予め定めた順位により、会長の職務を代行する。
3. 常務理事及び常任理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を掌理し、常務理事は、日常の業務を統括する。
4. 理事は、理事会に出席して、本会の重要事項を議決する。
5. 監事は、会務及び会計の監査を行い理事会に報告する。

(名誉会長及び顧問)

第13条 本会に理事会の推薦により、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の運営のため、理事会、常任理事会及び正副会長会議を置く。

2. 理事会は、会長、副会長、常務理事、常任理事及び理事をもって構成し、本会の重要事項を議決する。
3. 常任理事会は、会長、副会長、常務理事及び常任理事をもって構成し、会務の執行（緊急を要する場合の議決を含む）について協議する。
4. 正副会長会議は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、会務の執行について協議する。

(理事会)

第15条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2. 定例理事会は、年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。

(招集)

第16条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2. 会議を招集するときは、会議の構成員に対し、会議の議題、日時及び場所を書面により、開催日の14日前までに通知しなければならない。ただし、臨時理事会を招集する場合であって、緊急やむを得ないときはその限りではない。

(議決)

第17条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2. 会議の議事は、出席したその構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. やむを得ない理由のため、会議に出席できないその構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を

委任することができる。この場合において、第1項及び前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(委員会)

第18条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の承認を得て委員会を置くことができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金をもって当てる。

第6章 事務局

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に事務局長及び職員若干名を置く。

3. 事務局、事務局長及び事務職員に関して必要な事項は、常任理事会の議決を経て会長が定める。

第7章 雑 則

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な事項については、正副会長会議及び必要により常任理事会の意見を聞いて会長が定める。

(付 則)

1. この会則は、昭和52年10月9日から施行する。

2. 初年度の会計年度は、昭和52年10月9日から昭和53年3月31日までとする。

3. 当初の役員任期は、昭和52年10月9日から昭和54年3月31日までとする。

(付 則) この会則の改正は、昭和54年6月15日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、昭和60年6月11日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、昭和63年5月25日から施行する。

ただし、役員に関する規定は、昭和64年度定例理事会の日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成元年5月25日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成3年6月3日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成11年6月7日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成16年6月16日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成21年5月15日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成22年5月20日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成25年5月17日から施行する。

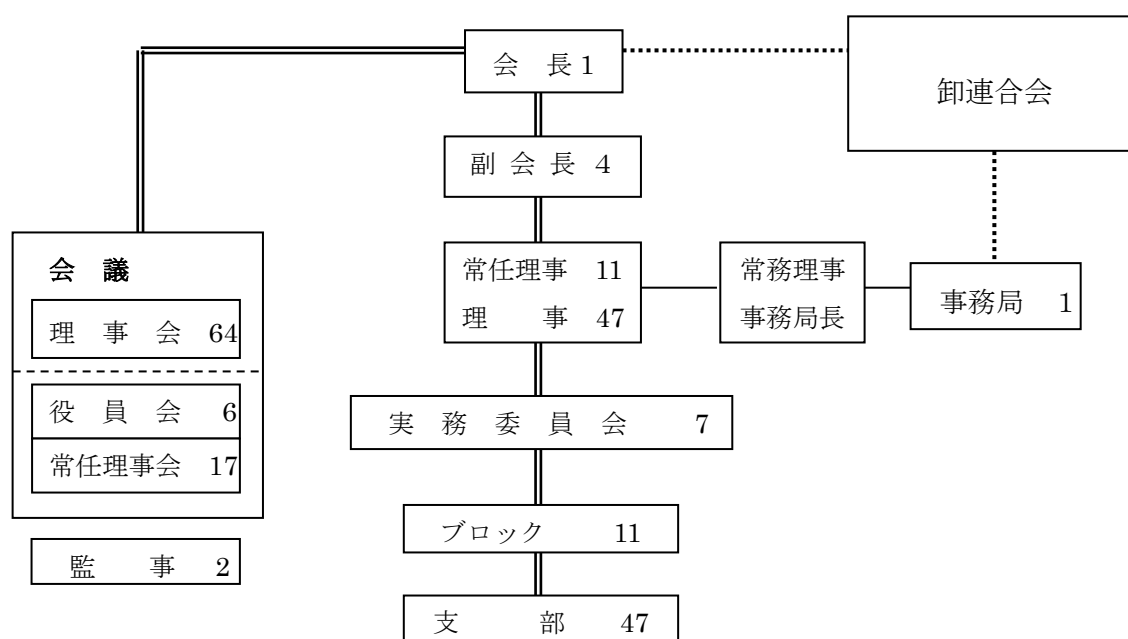
(付 則) この会則の改正は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。

(付 則) この会則の改正は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。

別 記

ブロック名	都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東 京	東京都
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県
甲 信 越	新潟県、長野県、山梨県
北 陸	富山県、石川県、福井県
東 海	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近 畿	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

日本医薬品卸勤務薬剤師会 組織図



日本医薬品卸勤務薬剤師会

准会員に関する内規

(趣 旨)

第1条 准会員については、会則に定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

(准会員の資格)

第2条 会則第7条に定める連合会の賛助会員会社の業務に従事する薬剤師及び連合会の正会員構成会社と関連する会社の卸売販売業の業務に従事する薬剤師で、本会の事業を理解し、その趣旨に賛同する者とする。

(入 会)

第3条 前条に定める資格を有するもので入会を希望するものは、常任理事会の承認を得て入会することができる。

2. 入会の手続

- ①入会希望者は、入会申込書に会社案内を添付のうえ本会事務局へ連絡
- ②常任理事会承認（審査）
- ③事務局より入会希望者へ審査結果の送付
- ④事務局より所属支部へ准会員入会の旨を連絡
- ⑤入会手続終了

(会 費)

第4条 准会員は、理事会の定めるところにより会費を納入しなければならない。会費の納入は所属支部へ納入することとする。

(届出事項)

第5条 准会員は、入会申込書の事項に変更が生じたときは、速やかに本会に届け出なければならない。

(資格の喪失)

第6条 准会員は、退職したとき、その資格を失う。

(退 会)

第7条 准会員は、退会しようとするときは、あらかじめ本会に届け出なければならない。

(会費の不返還)

第8条 准会員が退会したときは、既納会費の返還はしないものとする。

(准会員の特典)

第9条 准会員は、会員に準じ、当会主催の行事等に参加することができる。

准会員入会申込書

令和 年 月 日

日本医薬品卸勤務薬剤師会
会長 師尾 仁 殿

令和 _____ 年度より准会員として入会いたしたく下記により申し込み
いたします。

ふりがな 氏 名	印		
生年月日		性 別	男 女
出身校 (薬学関係)		卒業年月日	
薬剤師登録番号			
勤務先名			
勤務先所在地	〒		
TEL・FAX E-mail	TEL :	FAX :	
現企業 入社年月日	E-mail :		
所属支部			

- * 所属支部は、勤務先の都道府県となります。
- * 会社案内を添付してください。

准 会 員 退 会 届

令和 年 月 日

日本医薬品卸勤務薬剤師会
会 長 師 尾 仁 殿

私儀 このたび 令和 _____ 年度より准会員を退会させていただきたく
届出をいたします。

会 社 名 : _____

氏 名 : _____ 印

所属支部: _____

日本医薬品卸勤務薬剤師会表彰規程

第1条（目的）

日本医薬品卸勤務薬剤師会（以下「本会」という。）は、本会の運営発展、事業推進に貢献のあった個人及び団体の顕彰を目的として、本規程の定めるところにより表彰する。

第2条（表彰の種類と表彰対象者）

表彰者の種類及び表彰対象者の範囲を次のとおりとする。

（1）会員の表彰

日本医薬品卸勤務薬剤師会会則（以下「会則」という。）第6条に定める会員（以下「会員」という。）を対象とする。

（2）団体の表彰

会則第5条に定める支部及びブロック協議会（以下「支部・ブロック」という。）を対象とする。

（3）役員の表彰

会則第9条に定める役員（以下「役員」という。）を対象とする。

（4）委員の表彰

会則第18条に定める委員会の統括者を含めた構成員（以下「委員」という。）を対象とする。

第3条（会員の表彰）

会員で、下記各号のいずれかに該当する場合に毎年1回表彰する。

- （1）本会及び支部・ブロックの運営発展、事業推進に顕著な貢献があったとき
- （2）卸勤務薬剤師としての職能を通して、地域社会に顕著な貢献があったとき
- （3）卸勤務薬剤師としての職能を通して、勤務先企業に顕著な貢献があったとき
- （4）その他、前各号に準ずる顕著な貢献があったとき

第4条（団体の表彰）

支部・ブロックで、下記各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- （1）本会の運営発展、事業推進に顕著な貢献があったとき
- （2）本会を構成する組織としての活動が、地域社会に対し顕著な貢献があったとき
- （3）会員の指導教育、職能の向上に顕著な貢献があったとき
- （4）その他、前各号に準ずる顕著な貢献があったとき

第5条（役員の表彰）

役員で、下記各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- （1）通算して10年以上役員を歴任し、本会の運営発展、事業推進に顕著な貢献があったとき
- （2）前号の役員歴に満たない場合でも、特に顕著な貢献があったとき

第6条（委員の表彰）

委員で、下記各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- （1）本会の運営発展、事業推進に顕著な貢献があったとき。
- （2）その他、前号に準ずる顕著な貢献があったとき。

第7条（候補の推薦）

別に定める書式の推薦書により、本会の役員及び委員並びにブロック長が行う。

第8条（選考）

本規程第7条に従い推薦された候補から常任理事会において選考のうえ決定する。

第9条（表彰）

本会定例理事会において、賞状と記念品を贈呈する。

（付 則）本規程は、平成元年5月25日から実施する。

（付 則）本規程の改定は、平成26年5月15日から実施する。

（付 則）本規程の改定は、平成28年5月13日から実施する。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、日本医薬品卸勤務薬剤師会（以下「当会」という。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当会の全ての役員及び職員（嘱託職員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第3条 当会における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- 四 WEBサイトを利用した領収証等の受領

(取引データの保存)

第4条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第5条に定めるデータについては、保存サーバ内に7年間保存する。

(対象となるデータ)

第5条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報

- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 請求情報
- 七 支払情報

(運用体制)

第6条 保存する取引関係情報の管理責任者及び経理担当者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 事務局長
- 二 経理担当者 事務局経理担当者

(訂正削除の原則禁止)

第7条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第8条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、経理担当者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
 - 二 取引伝票番号
 - 三 取引件名
 - 四 取引先名
 - 五 訂正・削除日付
 - 六 訂正・削除内容
 - 七 訂正・削除理由
 - 八 経理担当者名
- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」(別紙)の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
 - 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、経理担当者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
 - 4 経理担当者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
 - 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」(別紙)は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

(主管部署)

第9条 本規程の主管部署は事務局とする。

(改廃手続き)

第10条 本規程の改廃は、常任理事会の決議による。

附則

本規程は、令和7年3月13日から施行する。

個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、日本医薬品卸勤務薬剤師会（以下、「当会」という。）における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

- (1) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識できない方式をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ② 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、法（法が委任する令及び規則を含む。）において定めるものをいう。
 - ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法（法が委任する令及び規則を含む。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 個人情報データベースとは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、ファイルやカルテ、お客様台帳など個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順、作成日順等）に従って整理・分類し、他人によつても容易に検索可能な状態においているものをいう。

- (5) 個人データとは、当社が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。
- (6) 保有個人データとは、当社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の全てを行うことができる権限を有する「個人データ」をいう。ただし、以下に該当するものは除く。
- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
 - ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不法な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの。
 - ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの。
 - ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。
- (7) 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報（法に規定する仮名加工情報をいう。）及び匿名加工情報（法に規定する匿名加工情報をいう。）のいずれにも該当しないものをいう。
- (8) 「個人関連情報データベース等」とは、①「個人関連情報」を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または、②これに含まれる「個人関連情報」を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。
- (9) 本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (10) 部門長とは、個人情報を取扱う部門の長をいう。
- (11) 従業者とは、当社にあって、直接間接に当社の指揮監督を受けて、当社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（職員、嘱託職員等）のみならず、役員等（理事、監事、委員等）も含まれる。
- (12) 利用目的とは、一連の個人情報の取扱いにより達成しようとする目的をいう。
- (13) 個人情報の取扱いとは、個人情報の取得、整理、分類、照合、処理、複製、委託、第三者提供、共同利用その他一切の利用、保有及び個人情報の廃棄、消去、破壊をいう。
- (14) 本人の同意とは、本人の個人情報が、当社によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。
具体的には本人による署名・捺印、同意する旨のメールの受信、同意する旨の確認欄へのチェック、同意する旨のボタンのクリック、音声入力やタッチパネルによる承諾を得ること等が挙げられる。
- (15) 本人が容易に知り得る状態とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、容易に知ることができる状態に置くことをいう。具体的には、雑誌、ホームページへの掲載をすること、事務所等に掲示あるいは備え付けすること等による公表が継続的に行われていること、当該事項を知るための方法をあらかじめ通知しておくこと等が挙げられる。
- (16) 本人が知り得る状態とは、問合せ窓口を設けるなど、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行う

こと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいう。

(適用)

第3条 本規程は、従業者に適用する。

- 2 本規程は、当会が現に保有している個人情報（その取扱いを委託されている個人情報を含む。）、及びその取扱いを委託している個人情報を対象とする。

(個人情報保護方針)

第4条 当会における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む個人情報保護方針を定める。

(1) 個人情報に関する法令を遵守するとともに、当会の事業内容に照らし適切に個人情報を取扱う旨の宣言文

(2) 個人情報の保護に関する法律」により「公表」すること、「容易に知り得る状態」にすること、または「本人の知り得る状態」に置くことを義務付けられている下記各号に関する事項

① 第11条により特定した利用目的

② 第三者提供に関する次の事項

- 第三者提供を利用目的とすること
- 第三者へ提供される個人データの項目
- 第三者への提供の手段または方法
- 本人の求めに応じて、当該本人が識別される個人データを第三者に提供することを停止すること

③ 共同利用に関する次の事項

- 特定の者との間で共同利用する旨
- 共同して利用される個人データの項目
- 共同して利用する者の範囲
- 共同利用される個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称
- 利用する者の利用目的

④ 問合せ窓口に関する事項

- 当会が対象事業者となる認定個人情報保護団体がある場合は、その名称及び申し出先を含む

⑤ 第22条乃至第24条に定める、本人による個人情報の開示、訂正等、利用停止等の求めに応じる手続きに関する事項

- 請求の受付窓口
- 請求書の様式
- 請求者が本人または代理人であることの確認の方法
- 保有個人データを特定するため必要な事項
- 手数料

(3) 個人情報の安全管理措置及び個人情報管理技術に関する事項

(4) 個人情報保護の社内体制に関する事項

(5) 評価・見直しに関する事項

第2章 管理体制

(事務取扱責任者等)

第5条 本部事務局を当会における個人データの取扱いに関する責任部署とする。

- (1) 当会に事務取扱責任者1人を置く。
- (2) 事務取扱責任者には、事務局長をもってこれに充てるものとする。
- (3) 部門責任者には、個人データを取り扱う各部における事務局長がその任に当たる。
 - 2 個人情報保護方針は、従業者に周知せしめるとともに、ホームページに掲載する等の措置を講じるものとする。
 - (1) 本規程及の承認及び周知
 - (2) 個人データの安全管理に関する教育・研修の企画・実施
 - (3) 個人データの利用申請の承認及び記録等の管理
 - (4) 管理区域及び取扱区域の設定
 - (5) 個人データの取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
 - (6) 個人データの取扱状況の把握
 - (7) その他当社における個人データの安全管理に関すること
 - 3 個人情報保護方針は、会外に対して、プライバシーポリシーと称することができる。

(部門長の責任)

第6条 部門長は自らの部門に所属する従業者の個人情報の一切の取扱いにつき、責任を有するものとする。

- 2 本規程に基づき個人情報の取扱いを管理する上で必要とされる細則の策定
- 3 部門長は本規程及び個人情報取扱い細則に従い、自らの部門に存在する個人情報の所在、内容、利用者、規模等を把握し、個人情報の適正な取扱いを維持・管理しなければならない。
- 4 部門長は、自らの部門において個人情報の漏洩等の事故または違反の発生またはその疑いが生じた場合は、直ちにその旨事務取扱責任者に報告し、指示を求めなければならない。

(個人情報の取扱いの決定)

第7条 第4章に定める個人情報の基本的取扱いに関しては、各部門長がその適否を判断し、例外的取扱いに関しては、事務取扱責任者にその適否の判断を求めるものとする。

(監査)

第8条 事務局長は、当会の個人データの適正な取扱いその他法令及び本規則の遵守状況について定期的に公平かつ客観的な立場で調査・確認・評価（以下、「個人情報の取扱いに関する監査」という。）し、その改善を事務取扱責任者及び各部の部門責任者に促す。

第3章 計画

(計画)

第9条 事務取扱責任者は、個人情報の適正な取扱いを維持・推進するため、定期的に教育・訓練計画を策定する。

第4章 運用

第1節 個人情報の取扱いの原則

(管理原則)

第10条 個人情報は、本規定に従い適切に分類・管理し、その重要度に応じて適切に取得、移送、利用、保管、廃棄されなければならない。

(利用目的)

第11条 当会は、個人情報の利用目的をできる限り特定する。

- 2 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。利用目的の範囲内か否かが不明な場合は、都度、事務取扱責任者に判断を求めなければならない。
- 3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならず、変更された利用目的は遅滞なく本人に通知または公表しなければならない。
- 4 当会は、違法又は不法な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用してはならない。

第2節 個人情報の取得

(適正な取得)

第12条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(特定の個人情報の取得の禁止)

第13条 原則として、下記各号に示す内容を含む個人情報は、これを取得し、または第三者に提供してはならない。但し、業務上必要であり、かつ、本人に対し当該情報の利用目的及びその必要性等について適切な情報を明示した上で明確に本人の同意を得た場合、または法令に特別の規定がある場合、あるいは司法手続上必要不可欠な場合はこの限りでない。

- (1) 思想、信条及び信教に関する事項
- (2) 人種、民族、家柄、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権の行使、団体交渉及びその他団体行動に関する事項
- (4) 集団示威行為(デモ等)への参加、国または地方公共団体に対する請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

- (5) 保健医療に関する事項
- (6) その他個人情報保護管理者の定める事項

(本人から直接個人情報を取得する際の措置)

第14条 申込書・アンケート・契約書等、書面(電子メール、自社ホームページへの記入等電磁的方法も含む)により本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対してあらかじめ利用目的を明示しなければならない。但し、下記各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 人の生命、身体または財産その他の権利利益を保護するため必要な場合
- (2) 当会の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国または地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

(間接的に個人情報を取得する際の措置)

第15条 本人以外の第三者から個人情報を取得する場合は、当該個人情報が当該第三者において適法、適正に取得されたものでなければならず、かつ、当該第三者において、当会への個人情報の提供につき、適法な措置が講じられていなければならない。

- 2 当会においては個人データに該当しないが、提供先で個人データになることが想定される情報については、提供時には本人から同意を得られていることを確認するものとする。

(個人関連情報取扱事業者から個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合)

第16条 当会は、個人関連情報取扱事業者から提供を受ける個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定される場合は、第28条第1項各号に掲げる場合を除き、当該個人データに関して識別される本人から、当該個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を取得するものとする。

- 2 当会は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない。

第3節 個人情報の管理

(個人データの正確性の確保)

第17条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人データ取扱台帳)

第18条 事務取扱責任者は、当会の全ての「個人データ」の種類・内容・保管場所等を記載(データベースへの入力を含む)した台帳を作成しなければならない。

- 2 事務取扱責任者は、前項の台帳を定期に見直し、最新の状態を維持するよう努めなければならない。

- 3 部門長は、自らの部門における「個人データ」の種類・内容・保管場所等を、個人情報保護管理者の求めに応じ、定期的に報告しなければならない。また、部門長は自らの部門における「保有個人データ」の種類・内容・保管場所等を変更する場合には、事前に個人情報保護管理者に報告し、承認を得なければならない。

(安全管理措置)

第 19 条 当会においては、取扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

2 各部門においては、下記各号に従って適切に個人情報を取り扱わなければならない。

- (1) 各部門において保管する個人情報を含む文書(磁気媒体を含む)は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努めなければならない。
- (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させてはならない。
- (3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄しなければならない。
- (4) 個人情報を含む文書の廃棄は、シュレッダー裁断、焼却、溶解等により、完全に抹消しなければならない。
- (5) 個人情報を含む文書を他部門に伝達するときは、適切な方法・手順によることとし、必要な範囲を超えて控えを残さないよう扱うものとする。
- (6) 個人情報を含む文書は、みだりに複写してはならない。
- (7) その他個人情報の取扱いについて必要な事項は細則に定めるものとする。

3 当会は、個人情報の漏洩等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合には、個人情報保護委員会へ報告及び本人へ通知するものとする。

(従業者の監督)

第 20 条 事務取扱責任者は、従業者が個人データを取扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 部門長は、自らの部門に属する従業者に対し、個人データの取扱いに関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 事務取扱責任者は、従業者に対して個人情報の保護及び適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。

(教育)

第 21 条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、従業者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

2 従業者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。

3 当会は、個人データについての情報管理に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

(第三者提供の制限)

第 22 条 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。但し、下記

各号に該当する場合、本人の同意なく第三者提供ができる。

2 第三者提供もしくは共同利用する場合、事務取扱責任者の承認を得ること。

- (1) 個人情報保護方針に定めた範囲内で第三者提供、共同利用するとき
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) その他法令に基づく場合

3 雇用管理に関する個人データを第三者に提供する場合には、本条第1項第2号乃至第3号に該当する場合を除き、下記各号に従わなければならない。

- (1) 提供先において、その従業者に対し、当社が提供した個人データの取扱いを通じて知りえた個人情報を漏洩してはならず、かつ、盗用してはならないこととされていること。
- (2) 当社が提供した個人データを提供先が他の第三者に提供する場合には、書面による当社の事前同意を要件とすること。但し、当該再提供が本条第1項各号に該当する場合を除く。
- (3) 当社が提供した個人データの提供先における保有期間を明確化すること。
- (4) 当社から提供を受ける目的達成後の個人データの返却または提供先における破棄または削除が適切かつ確実に行われること。
- (5) 提供先における当社が提供した個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを除く）を禁止すること。

第4節 開示・変更・利用停止等の請求の対応

(開示)

第23条 当社は、当該本人が識別される「保有個人データ」の開示(保有の有無を含む)請求には、本人のプライバシー保護のため、本人(代理人を含み、以下本条及び次条において本人という)から開示等請求窓口に対し、原則として本人確認書類を添付した開示請求書により請求があった場合にのみ応じるものとする。

- (1) 開示請求窓口は、本部事務局とする。
 - (2) 開示請求書の様式は、事務取扱責任者が定めるものとする。
 - (3) 本人確認書類は、個人情報保護管理者が定めるものとする。但し、開示請求者が本人であることが明らかな場合には、本人確認書類の提出を求めないことができる。
- 2 前項により本人による開示請求であることを確認した場合は、本人に対して書面または本人が同意した他の方法により、遅滞なく当該「保有個人データ」を開示するものとする。また、開示する書面の様式は、個人情報保護管理者が定めるものとする。
- 3 前項にかかわらず、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報保護管理者の決定により、その全部または一部を開示しないことができる。
- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合
- 4 前項の定めに基づき「保有個人データ」の全部または一部を開示しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、本人に対しその旨通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めなければならない。

- 5 他の法令により、本人に対し当該本人が識別される「保有個人データ」を開示することとされている場合には、第3項は適用しない。
- 6 本人に対し「保有個人データ」を開示する場合には、手数料を請求できるものとする。この手数料は、実費を勘案して、合理的な範囲で個人情報保護管理者が定めるものとする。

(訂正等)

第24条 本人から、当該本人が識別される「保有個人データ」の内容が事実でないという理由によって、当該「保有個人データ」の訂正、追加または削除(以下「訂正等」という)を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該「保有個人データ」の内容の訂正等を行うものとする。但し、以下の場合には訂正等の求めに応じないことができる。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合。
- (2) 他の法令の規定により、特別の手続が定められている場合。
 - 2 当該本人が識別される「保有個人データ」の訂正等の請求に対しては、本人のプライバシー保護のため、本人から訂正等請求窓口に対し、原則として本人確認書類を添付した訂正等請求書により請求があった場合にのみ応じるものとする。
 - (1) 訂正等請求窓口は、本部事務局とする。
 - (2) 訂正等請求書の様式は、個人情報保護管理者が定めるものとする。
 - (3) 本人確認書類は、個人情報保護管理者が定めるものとする。但し、訂正等請求者が本人であることが明らかな場合には、本人確認書類の提出を求めないことができる。
- 3 前2項により、「保有個人データ」の訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨(訂正等を行ったときはその内容を含む)を通知するものとする。
- 4 第1項ただし書により訂正等の求めに応じない場合は、その理由を説明するよう努めなければならない。

(利用停止等)

第25条 本人から、当該本人が識別される「保有個人データ」が、第11条第2項(同意のない利用目的外的利用)及び第12条(適正な取得)に違反している場合及び個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合という理由によって、当該「保有個人データ」の利用の停止または消去が求められた場合、及び、第21条(第三者提供の制限)に違反しているという理由によって、当該「保有個人データ」の第三者提供の停止が求められた場合で、その求めに理由があることが判明した場合には、遅滞なく、当該求めに応じて当該措置(以下「利用停止等」という)を講じなければならない。但し、以下の場合には当該措置を講じないことができる。

- (1) 違反を是正するために必要な範囲を超えている場合。
- (2) 指摘された違反がなされていない場合。
 - 2 前条第2項乃至第4項は本条に準用する。但し、同各項における「訂正等」を「利用停止等」に改める。

第5節 苦情処理

(苦情の処理)

第26条 個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、本部事務局が担当するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。
- 3 本部事務局長は、適宜、個人情報保護管理者に苦情の内容を報告するものとする。

第6節 監査

(監査の実施)

第27条 監査責任者は、当社における個人情報の取扱いが法令、本規程その他の規範と合致していることを定期的に監査する。

- 2 監査責任者は、監査を指揮し、個人情報の取扱いに関する監査報告書を作成し、会長及び個人情報保護管理者に報告するものとする。

(体制の見直し)

第28条 個人情報保護管理者は、前条の監査結果に照らし、必要に応じて個人情報の取扱いに関する安全対策、諸施策を見直し、改善しなければならない。

第5章 その他

(所管官庁への報告)

第29条 個人情報保護管理者は、個人データの漏洩の事実または漏洩のおそれを把握した場合には、直ちに所管官庁に報告しなければならない。

(罰則)

第30条 当会は、本規定に違反した従業員に対して就業規則に基づき処分を行う。

(改廃)

第31条 本規程の改廃は、常任理事会において行うものとする。

附 則

第1条 本規程は、令和7年3月13日より実施する。

以 上

